

# 泉大津市スポーツ施設運営委員会（第3回）

## ■第3回会議の議事概要

日時：令和6年1月29日（月）午前10時～正午

場所：市役所職員会館3階集会室

出席：富山委員、原田委員、木野委員、小池委員、櫻澤委員

竹内教育長

事務局：（教育委員会事務局）丸山部長、鍋谷次長兼教育政策統括監、大和課長、

梶川係長、永田、（都市づくり政策課）八木課長、高井補佐、中野係長、菅原

指定管理者：新井スポーツ施設長

会議の公開 公開

傍聴者 0名

開 会

議 題

- 1 教育委員会からの諮問について

報 告

- ① ドローンの取扱いについて

議事概要

報告

- ①ドローンの取扱いについて

【議事進行】

- ・事務局よりドローンの取扱いについて報告を行う。

【主な意見等の内容】

委員：スポーツ団体の利用を優先しているため、ドローン団体の予約については、利用日の1か月前から予約できるとしているが、スポーツ団体が3日前に予約したいとなった時に、先にドローン団体の予約が入っている場合、どちらを優先するのか。

事務局：そのような場合は、すでに予約している団体を優先する。

委員：操縦するにあたっては、アルコールチェック等を設けているが、利用者で行う前提なの

か管理者が事前にチェックを行うかの体制はどうなっているのか。また、事故等があった場合は、体育館だと管理人がいるが、中央緑地での利用の場合は、常駐している管理人がいないので、緊急時の対応や逸脱した利用をしている団体のチェックはどうするのか。

事務局：利用者の自己管理で責任を負ってもらう。中央緑地での取り扱いは、職員を配置していないため自己判断で指定管理者に連絡をしていただく。利用方法のチェックは今後検討していく。

委員：賠償責任保険に加入の記載があり、保険に加入している前提だが、中央緑地で誰もいないときに事故が起こった際に現状の確認ができない場合、保険が下りない可能性があるがどういう対応を想定しているか。

事務局：事故が起きた場合は、指定管理者に連絡していただく事になっている。指定管理者に中央緑地に行っていただき、確認をしていただく対応を想定している。

## 議題

### 1. 教育委員会からの諮問について

- 教育委員会からの諮問書を委員長に提出。
- 事務局より改定後の料金案の説明を行い、委員の意見をまとめ答申書を作成した。

#### 【主な意見等の内容】

委員：前提として空調の費用を受益者負担とする考えだが、空調の利用は6月から9月のみの設定をしているが、利用者の負担を考えると空調光熱費を夏季以外にも反映し、大体育室の料金に上乗せをするよりも、夏季のみ空調利用料金を設ける方が納得はしてもらえると考える。実際利用している方に負担してもらう形のため、当初の目的とも一致していると考え。

委員：昔に携わっていた体操教室は、夏季に利用していなかったため、受益者の観点だと夏季利用していないのに料金が上がることになる。年間通して利用する団体が多いのであれば、空調料金を夏季以外の大体育室の利用料金に上乗せすることで、夏季限定の料金設定よりも空調料金を抑えられる考えもあり得ると思う。団体数で判断してはどうか。

職務代行者：空調料金を夏季のみ上げることに賛成である。空調料金を夏季のみ上げる場合は、床の張替えできれいになった分の値上げではなく、空調を利用した実費負担すると考えられる。しかし、空調料金を夏季以外の大体育室の利用料に上乗せし、夏季限定の料金設定よりも空調料金を抑えられる考えだと床の張替えでの利用料と空調の利用料の両方あがったように感じる。

委員：光熱費を夏季以外の大体育室の利用料金に上乗せする料金設定に比べて、夏季のみ空調利用料金を設けた場合、かなりの金額差があるのでどうかと思う。また、この料金設定では、メンテナンス費も含まれていないことから、機械の保守や修繕に関する料金の扱いはどうなっているか。

委員長：機械の保守や修繕に関する料金については、指定管理者と市で調整を行い支払う。近い将来もう一度料金を改定する予定はあるか。

事務局：現段階では、改定する予定はない。

委員：工事費を利用料に上乗せしている施設はあるか。

事務局：工事費を上乗せしている施設はあるかもしれないが、今回の工事は災害時の避難所整備としての側面もあるため、工事費を利用料に含める考えではなく、空調の利用料分のみを上乗せする考えである。

委員長：諮問書には、工事費及び空調稼働時のエネルギー費ということで諮問をいただいているが、今回の示されている金額は増加している電気代の部分との説明を受けたので、空調を利用した人が利用分だけを支払うという考えに基づいて、夏季のみ空調料金を設ける考え方でスポーツ施設運営委員会の答申という事でよろしいか。

委員長：諮問の2の大体育室以外の料金については、これまでも空調設備が備わっていたため特別に環境が変わったり、利用のために電気代が上がったりするものではないので料金は据置きでよろしいかと。

委員長：総合体育館の駐車場料金については、他のスポーツ施設の駐車場や民間の駐車場に比べて非常に安価であり、バランスをとる必要があるのではないかと。

委員：最大料金を合わせるのは賛成だが、入庫後の無料時間を増やすのは、長すぎるのではないかと、近隣に小学校や保健センターがあるため、無料時間を増やした場合は、習い事や雨天時の送迎で止める利用が増えるのではないかと。市立病院やシーパスパークは、入庫後10分無料にしているの、入庫後の無料時間は15分でもよいのではないかと。

委員：入庫後の無料時間は15分でもよいと考える。上限についても目的外での利用があるため設けることは必要と考える。本来の利用目的で来られた方への割引処理を行って差別化を図ってはどうか。

職務代理者：料金改正は、致し方無いと考える。

委員：改正案に違和感はないが、料金を高くすることで目的外での利用を減らしている駐車場もある。今後、どのように利用していくか、検討する必要があるのではないか。

委員長：無料時間を 15 分から 30 分にした理由はあるのか。

事務局：体育館利用者は子供の送迎や着替えなどの利用が多く 15 分では短いと考え 30 分にしている。また、教育委員会でも無料時間の延長についての議論があった。

委員長：学校の送迎での利用が増えることについて、事務局はどう考えているか。

事務局：送迎が増えるかもしれないが、体育館利用者の目線で設定している。

委員：体育館利用者のみ窓口で 30 分無料の処理を行う方法もあるのではないか。

事務局：現在、利用者については窓口で割引処理を行っている。提案された方法も可能だと思われる。

委員長：駐車場料金については、将来的には利用者の大きな負担にならない仕組みを継続して考えていく必要がある。

その他

1. 二市一町広域連携について

- ・事務局より二市一町広域連携について連絡を行う。

答申書案について

- ・事務局より答申書案の読み上げを行う。

委員長：暖房は、利用できるか。

事務局：暖房は、利用できる。利用する場合は申請制とし、1 時間単位で空調利用料を支払ってもらう。

以上